

平成14年10月24日
監 査 事 務 局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

前衛生局長の議会对応のための宿泊に伴う経費の支出を
違法・不当としその返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	野 田 和 男
同	桜 井 良之助
同	横 山 樹
同	藤 原 房 子

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区	後 藤 雄 一
杉並区	前 川 タケシ

2 請求書の提出

平成14年8月29日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 今村前衛生局長は、平成13年第三回東京都議会定例会の議会对応のために、
9月25日、同26日の2日間、ヒルトン東京に宿泊し料金が支払われている。

イ 一方、局長車（練馬54て4781）の運転日誌には、

9月25日	20時25分	都庁発	21時05分	局長宅着
9月26日	7時30分	局長宅発	8時45分	都庁着
	22時00分	都庁発	22時30分	局長宅着
9月27日	7時30分	局長宅発	8時45分	都庁着

と書かれている。

ウ ヒルトン東京に25日、26日に宿泊した今村前局長が、実際は「ホテルには泊まらず、自宅から通勤していた。」とはどういう事なのか。

エ 運転日誌は外部委託の運転士が作成したものであり、走行距離数等の記載から信憑性は高い。

オ 上記事実より考えられることは、今村前衛生局長は、当日ホテルには宿泊していなかったにもかかわらず、料金を支払ったものであり、事実を伴わない違法支出である。

(2) 措置要求

違法に支払われた今村前衛生局長のホテル代2万7,720円を個人の負担で返還させるよう求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成13年9月25日及び26日における衛生局長（以下「局長」という。）の議会对応のための宿泊に伴う経費（以下「本件宿泊料」という。）の支出を監査対象とした。

2 監査対象局

健康局を監査対象とした。

なお、衛生局は、平成14年4月1日に組織改正を行い、健康局（以下「局」という。）及び病院経営本部となった。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人から、陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 東京都議会の日程について

平成13年第三回東京都議会定例会の会期は、平成13年9月19日から同年10月5日であり、9月26日に代表質問、9月27日に一般質問が行われた。

(2) 本件宿泊料の支出について

ア 衛生局は、平成13年3月26日付12衛総総第1744号「平成13年度ホテル客室供給協定の締結について（ヒルトン東京）」により、ヒルトン東京を運営する日本ヒルトン株式会社と東京都衛生局ホテル客室供給協定を締結した。

イ 本件宿泊料について、日本ヒルトン株式会社からの支払い請求を平成13年11月9日に受理し、同月16日に2万7,720円が支払われている。

(3) 宿泊施設の借上料の取扱いについて

「組織運営費支出基準の廃止と宿泊施設の「借上料」の取り扱いについて」（平成11年3月10日付10総総総第1876号決定。以下「宿泊基準」という。）で公費により宿泊できる場合について以下のように規定されている。

ア 宿泊がやむを得ないと認められる特段の事情がある場合

(ア) 本会議開会中の議会对応等のため、幹部職員が庁舎付近に滞在し、深夜、緊急に対処すべき事由の発生に備える必要がある場合

(イ) 勤務終了が深夜となる場合で、当該職員がタクシーにより帰宅するよりもホテル等に宿泊した方が経費的に安価であり、かつ、事前に所属課長の承認を得た場合

イ 支出金額

(ア) 公費負担できる金額は、ホテル等の宿泊に実際に要する宿泊料のみとし、朝食代等は含まない。

(イ) 宿泊料の上限を一人当たり一泊1万2,000円とする。前記上限額は、税・サービス料等を含まず、これらの経費が必要な場合は、別途加算して支

出できるものとする。

2 健康局の説明

局においては、議会開催中、深夜未明に及ぶ議会答弁の調整や各局との折衝及びこれに付随する事務作業のほか、緊急の呼び出しに対応するため、これらの業務に従事する職員に対し、宿泊を承認している。

平成13年第三回東京都議会定例会本会議への対応のため、同年9月25日、26日の局長の宿泊について、同年8月14日に、局庶務係職員が宿泊の事前予約を行った。

9月25日、26日の議会対策は円滑に進み、9月25日は午後8時15分頃、26日は午後9時45分頃にはそれぞれ終了した。局長は深更に及ぶ調整の必要がなくなったため、庁内に引き続き待機を必要とする議会担当の庶務係職員（以下「議会担当職員」という。）に既にチェックイン手続を行った客室（以下「本件客室」という。）を利用させることとし、庁有車により帰宅したものである。

なお、議会担当職員は、議会事務終了後に本件客室を利用した。

本件客室利用代金の請求を平成13年11月9日に受理し、宿泊確認書や請求明細書により、利用日など宿泊契約に基づく適正な請求であることを局総務課長が確認の後、2万7,720円を支出したものである。

議会担当職員の代泊は、当日の議会調整状況の事情変更の中で、有効利用という観点に立ち判断したものであるが、改めて宿泊基準に照らせば、要件を満たさないものであるため、上記金額については、平成14年10月15日に返納の事務手続を行い、同日完了した。

3 判断

以上のような事実関係及び局の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

本件請求において請求人は、局長が議会对応のためにホテルに宿泊した事実がないにもかかわらず宿泊にかかる経費を支出したことを違法・不当であると主張していると解されるので、以下このことについて判断する。

局の説明及び関係資料の調査から以下の事実を確認した。

ア 庁有車運転日誌には、局長が、平成13年9月25日及び26日の夜は都庁から自宅まで、同月26日及び27日の朝は自宅から都庁まで庁有車を利用したとの記載があること。

イ 議会担当職員の超過勤務等命令簿には、平成13年9月25日及び26日は翌日の未明まで超過勤務を行ったとの記載があることから、本件客室に宿泊したことが推認できること。

ウ 議会担当職員の都庁舎から自宅までのタクシー料金は約8,500円であり、本件宿泊料の一泊当たりの税・サービス料込みの料金1万3,860円より安いいため宿泊基準に合致しないこと。

エ 平成14年10月15日付14健総計第201号「過年度戻入金の調定及び収入について」により、平成14年10月15日、本件宿泊料2万7,720円が局総務課長から返納されていること。

以上のことから、局長は庁有車により帰宅したものの議会担当職員が宿泊したことが推認でき、局長が宿泊した事実がないことをもって本件宿泊料の支出を違法・不当とする請求人の主張には理由がない。

なお、宿泊基準に照らすと議会担当職員の宿泊は、要件を満たさないものであるが、平成14年10月15日付14健総計第201号「過年度戻入金の調定及び収入について」により、平成14年10月15日、本件宿泊料2万7,720円が返納されたことから、都に損害はないと認められる。

資料（東京都職員措置請求書）

監査請求書

前衛生局長今村氏（現保健医療公社理事長）に対する監査請求書

概要

「今村前衛生局長」は、平成13年第3都議会定例会の議会对応の為に、9月25日、同26日の2日間、ヒルトンホテルに宿泊し、料金が払われている。

・・・事実証明書1

一方、局長車（練馬54で4781）の運転日誌には、・・・事実証明書2

9月25日

20時25分・・・都庁発。 21時05分・・・局長宅着。

9月26日

7時30分・・・局長宅発。 8時45分・・・都庁着。

22時00分・・・都庁発。 22時30分・・・局長宅着。

9月27日

7時30分・・・局長宅発。 8時45分・・・都庁着。

と書かれている。

ヒルトンホテルに25日・26日に宿泊した今村前局長が、実際は「ホテルには泊まらず、自宅から通勤していた。」とはどういう事なのか？

運転日誌は外部委託の運転士が作成したものであり、走行距離数等の記載から信憑性は高い。

上記事実より考えられることは、今井前衛生局長は、当日ホテルには宿泊していなかったにもかかわらず、料金を支払った？ものであり、事実を伴わない違法支出である。

措置請求内容

違法に支払われた今井前衛生局長のホテル代27、720円を個人の負担で返還させるよう求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

- ア 平成13年8月14日付け未収取り扱い宿泊確認書及び平成13年8月20日付け未収取り扱い宿泊確認書(受諾)の写し
- イ 日本ヒルトン株式会社の請求書の写し
- ウ ホテル客室供給契約に基づく借上料の支払9月分の支出命令書の写し
- エ 庁有車運転日誌(衛生局長車)平成13年9月25日、26日及び27日分の写し